

沖防第3169号
30. 6. 9

各 部 長
防 衛 補 佐 官
会 計 監 査 官
労 務 管 理 官 殿
各防衛事務所長
金武出張所長

沖 縄 防 衛 局 長
(公 印 省 略)

職務執行に対する心構えについて (通知)

今般、現役の当局職員が当局の職務に関する内容について、防衛省内で定められた手続きを怠り、無断で書籍を出版するという事象が発生した。

本書籍の中において、軍用地を投資目的で購入することなどを推奨し、また、防衛省が沖縄の基地負担軽減を図るべく全力を挙げて取り組んでいる米軍再編事業に対し、否定的あるいは疑問視する等の記述を行ったことは、防衛省の職員として極めて不適切な行為であり、防衛省職員の職務執行に対する意識に不信感を抱かせ、防衛省の信頼を著しく失墜させる極めて隊員たるにふさわしくない行為である。

沖縄防衛局職員である以上、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない、常に国民の疑惑や不信を招くことがないように、法令遵守及び情報管理等を徹底する必要がある。例えば、職務において知り得た情報をむやみに他人に漏らす、あるいは自らが当該情報を活用し利得を得るかのような行動ととられかねない行為は、国民から当局のみならず防衛省全体の信頼を大きく失墜させることにつながりかねず厳に慎むべき行為である。

職員一人一人が改めて、国民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に当たるとともに、今回のような事象が二度と起こらないよう、改めて、法令、規則等を意識し遺漏なきよう職務を遂行されたい。

添付書類：1 防官文(防)第2号(27.10.1)
2 防官広第15489号(27.10.1)